

「最高裁」四国タイムズの上告を棄却

[ご 報 告]

(株)四国タイムズ社の川上道大から平成23年12月から不当になされた悪質報道に、四国時報「号外」各号で適切且つ痛烈に反論、反撃するとともに、名誉毀損、損害賠償を平成24年1月に提訴し、第一審高松地方裁判所観音寺支部は、平成26年3月27日に勝訴判決。

第二審高松高等裁判所における控訴審でも、平成26年9月9日に控訴を棄却。

そして、最高裁判所への上告も平成27年6月2日「上告を棄却する」と決定、ここに完結いたしました。当然のことながら、完全勝訴いたしましたことを読者の皆様、ご支援、激励賜りました各位様方に、謹んで結果ご報告申し上げます。

本紙筆者を頭から嘗めてかかったことに対する代償の大きさに、川上道大は云うまでもなく、川上を操った者、取材に協力した者たちにとっては悔悟していることだろう。

今後は、これに懲りない相手側から、何らかのアクションがあれば別ですが、一応これにて終結といたします。

末尾になりましたが、読者の皆様方のご健勝を衷心よりご祈念申し上げます。



【最高裁判所より送達された「決定」書面(平成27年6月2日付)】